

# 山梨県公報

号外第六十一号

平成十三年

十二月二十一日

金 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 収支報告書の要旨の公表の一部訂正……………

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十三年十二月二十一日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

### 第七条の届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	山梨県庶民金融政治連盟	志村 宙一			平成十三年十一月十二日	平成十三年十一月二十七日
旧		幡野 弘				
新	民主党山梨県第1区総支部		日向 正		平成十三年九月一日	平成十三年十二月十七日
旧			飯島 おさむ			

### 第十七条第一項の届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
自由党山梨県総支部連合会	佐野政幸	大森哲男	甲府市幸町六番一三三号	平成十三年十一月三十日	平成十三年十二月十九日

**山梨県選挙管理委員会告示第五十六号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及び第七十五条第五項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年十二月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一四、〇四一

**山梨県選挙管理委員会告示第五十七号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年十二月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

二三四、〇〇二

**山梨県選挙管理委員会告示第五十八号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第四項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年十二月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名

東山梨郡選挙区

東八代郡選挙区

西八代郡選挙区

南巨摩郡選挙区

中巨摩郡選挙区

三分の一の数

六、九〇七

一九、三四七

七、二九六

一一、七〇八

四四、〇一七

- 北巨摩郡選挙区 一六、五四〇
- 南都留郡（西桂町を除く。）選挙区 一一、六一〇
- 北都留郡選挙区 七、七六七
- 甲府市選挙区 五一、六三四
- 富士吉田市選挙区 一四、二一九
- 塩山市選挙区 七、一三一
- 都留市 南都留郡西桂町選挙区 一〇、〇九七
- 山梨市選挙区 八、五四七
- 大月市選挙区 八、七六六
- 韮崎市選挙区 八、四二一

**山梨県選挙管理委員会告示第五十九号**

平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告について、訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（平成十三年八月三十一日山梨県選挙管理委員会告示第四十四号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十三年十二月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

候補者中島真人の選挙運動に関する収支報告書要旨のうち4中

「平成研究会 政治団体 2,000,000」を

「由田民生党山梨県参議院選挙区第二支部 政 党 2,000,000」に改める。